随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年9月10日	
契 約 件 名	サンプルホルダ　一式	
契 約 金 額	5,720,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原2－24 (株)理学相原精機	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 ℡ 029－864－5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	硬X線吸収分光（XAFS）ビームラインに新たに構築する自動実験システムで使用するサンプルホルダを調達するものである。	
随意契約の理由	国内の放射光施設では、(株)理学相原精機製のサンプルホルダ3719-0600を利用した自動測定が実施されており、多数のユーザーが同サンプルホルダを使用する前提で試料を作製している。他施設と共通するサンプルホルダを導入することで、ユーザーは試料を再作製することなく、本機構の施設においても測定を行うことが可能となることから、今回新たに構築する自動実験システムには、同サンプルホルダを導入することが必須である。 以上の理由から、条件を満たす製品は(株)理学相原精機製3719-0600のみであり、当該製品を製造し、代理店を通さずに直接販売している同社を契約相手方とした。	